

No. 170 (2022/3)

コインハイブ事件

—不正指令電磁的記録該当性が争われた事例—

弁護士 曾我部 高志

目次

1	はじめに.....	1
2	事案の概要.....	1
3	最高裁の判断.....	2
	(1) 保護法益.....	2
	(2) 反意図性の判断基準.....	3
	(3) 本件プログラムコードの反意図性（肯定）.....	3
	(4) 不正性の判断基準.....	3
	(5) 本件プログラムコードの不正性（否定）.....	3
4	解説.....	4
	(1) 保護法益について.....	4
	(2) 反意図性について.....	5
	(3) 不正性について.....	7
5	まとめ.....	11

1 はじめに

本件は、ウェブサイト運営者が、ウェブサイト閲覧者に無断で、閲覧者のコンピュータにマイニング¹プログラムを実行させ、そのマイニング報酬をウェブサイト閲覧の対価に充てたことに関し、不正指令電磁的記録保管罪（刑法 168 条の 3）²の成否が争われた事案である。

第一審は無罪、控訴審は有罪、そして上告審は無罪と判断が分かれることになった興味深い事案である。

以下、本事案の概要及び最高裁の判断を示し、解説において、第一審及び控訴審の判断と最高裁の判断を比較検討することとする。

2 事案の概要

被告人は、平成 29 年 9 月当時、音声合成ソフトウェアであるボーカロイドを用いて作成された楽曲の情報を共有するサイト A を運営していた。A の訪問者数は月間 3 万 PV 程度であり、その維持管理費用は広告収入により賄われていたが、被告人は、広告表示や課金制以外のマネタイズ方法として仮想通貨マイニングを紹介するウェブサイト上の記事に触れ、Coinhive（以下「コインハイブ」という。）に興味を持った。

全 12 ページ。サンプルにつき、以下省略

¹ 仮想通貨の取引承認に必要となる計算作業に協力し、その成功報酬として新規に発行された仮想通貨を得ることをマイニングという。大量の計算が必要であるため、これを複数人で分担し報酬もそれに応じて分配するプールマイニングという手法が取られることもある。

² （不正指令電磁的記録作成等）

第 168 条の 2 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 （略）

（2 項及び 3 項は略）

（不正指令電磁的記録取得等）

第 168 条の 3 正当な理由がないのに、前条第 1 項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。